

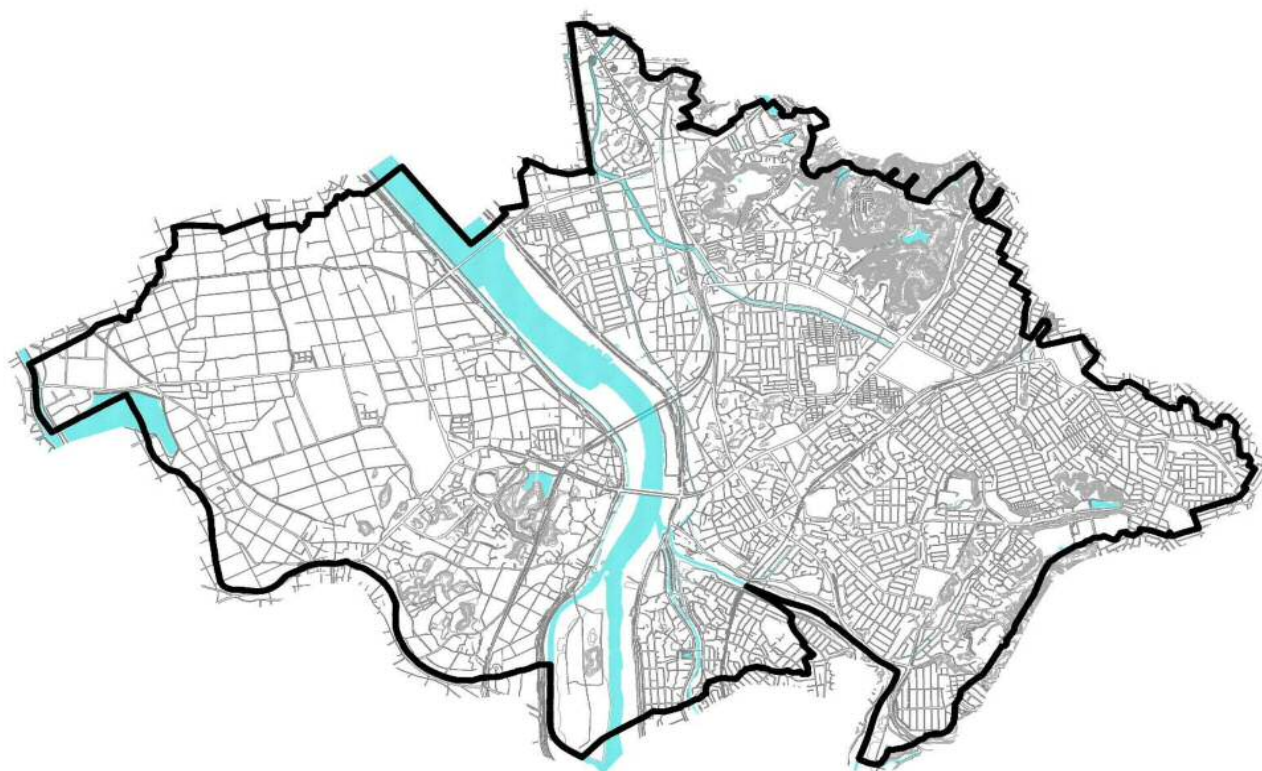
「中間市景観計画」に基づく届出制度について

中間市では、市民・事業者・行政の協働により、本市の景観資源を活かしながら本市の魅力を守り引き継ぎ、特性に応じた良好な景観形成を計画的に推進するため、「中間市景観計画」を策定しました。

中間市景観計画区域内において、一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、その他の開発行為等を行おうとする場合は、あらかじめ市に届出が必要となっております。

届出に必要な区域と地域区分

届出が必要な区域（景観計画の区域）は、中間市全域とします。



届出の方法

□提出図書 届出書（国又は地方公共団体の場合は通知書）、図面、写真等

□提出部数 正副2部

□提出先 中間市 建設産業部 都市計画課

※様式は、窓口配布のほか、市のホームページ

（<https://www.city.nakama.lg.jp/soshiki/19/1829.html>）よりダウンロードできます。

※可能な限り、市の上記担当窓口にて事前相談を行ってください。

【お問い合わせ】

中間市 建設産業部 都市計画課

福岡県中間市中間一丁目1番1号 電話 093-246-6261 FAX 093-244-1342

対象行為		対象規模
建築物の建築等 ※1		延べ面積 500㎡以上又は高さ 10m以上
工作物の建設等 ※2	擁壁	高さ 2m以上
	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等	高さ 10m以上 ※4
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫等	高さ 10m以上
	橋梁等	長さ 50m以上
開発行為 ※3		区域面積 1,000㎡以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		区域面積 1,000㎡以上

※1 建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※2 工作物の建設等：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※3 開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

※4 電柱（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支柱物）は除く

■届出の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの ※5）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物が許可を受けて行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 中間市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

※5 地下に設ける建築物または工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等

届出手続きの流れ

